

平成20年6月5日

株主各位

横浜市神奈川区宝町2番地

日産自動車株式会社

取締役社長 カルロス ゴーン

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの節は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」及び同封の添付書類「第109期報告書」をご検討くださいますように、平成20年6月24日（火曜日）午後5時30分までに到着又は到達するように、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りくださるか、当社の指定するインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月25日（水曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前8時30分とさせていただきます。）
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜
国立横浜国際会議場（国立大ホール）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第109期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第109期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 取締役賞与の支給の件

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、インターネットウェブサイトより議決権をご行使くださる際には、議決権行使書用紙に印字された議決権行使コードとパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissan-global.com/JP/IR/>) に掲載させていただきます。

なお、株主総会当日の質疑応答につきまして、次のとおりとさせていただきますたく、ご協力のほどをお願い申し上げます。

- ・株主総会にご出席いただきご質問を希望される方は、当日、会場内にて整理券をお配りいたしますので、午前10時までに予めお受取り願います。
- ・株主の皆様からの当社についてより理解を深めたいとのご要望にお応えすべく、平成20年6月22日に東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県にお住まいの株主の皆様を対象として追浜工場イベントを行うことといたしました。当社役員との懇談を通じて、忌憚のないご意見・ご質問をいただく貴重な機会といたしたく存じます。また、この場で株主の皆様から寄せられたご質問の一部は、株主総会で回答させていただきます予定です。
- ・整理券をお受取りになった株主の皆様のご質問の順番は、質疑応答の前までに、抽選によって決めさせていただきます。これにより、昨年まで実施しておりました整理券の順番でご質問いただく方法に比べ、株主の皆様にご質問いただく機会がより公平になるものと存じます。
- ・十分な審議を尽くした場合には、整理券をお持ちであっても質疑を打ち切らせていただくことがございます。質疑応答の時間内にお答えできなかったご質問につきましては、お帰りの際にご記入いただければ、書面にて回答させていただきます。

また、株主総会終了後に、株主懇談会を開催いたします。株主の皆様と当社経営陣との懇談の場を持たせていただき、忌憚のないご意見等を頂戴いたしたく存じますので、株主総会に引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期は中間配当として、1株につき20円の配当を実施いたしました。期末配当につきましては、前期末に対して3円増配の1株につき20円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当を含めました当期の配当金は、前期に対して6円増配の1株につき40円となります。

<期末配当に関する事項>

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額 87,671,625,960円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月26日

第2号議案 当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員の、当社の連結業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

- (1) 新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権80,000個を上限とする。

- (2) 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

- (3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

但し、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により

調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、取締役会の定めるところにより、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）までの一定期間の(株)東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に一定の数値（1.025を下回らない範囲で取締役会が定めるものとする。）を乗じた金額とする（1円未満の端数は切り上げる。）。但し、取締役会の定めるところにより、当該金額が割当日の当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数と

し、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- ③新株予約権を行使することができる期間
割当日から10年を経過する日までの範囲で、取締役会が定めるものとする。
- ④新株予約権の行使の条件
 - i 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ii その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとする。
- ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑥譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦新株予約権の取得条項
以下の i、ii 及び iii の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ⑧当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この

場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役小島久義氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役村上春雄氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の

同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	青木 征彦 (昭和19年10月14日生)	昭和44年7月 当社入社 平成10年6月 同取締役 平成11年6月 同常務(執行役員) 平成14年4月 (株)日産コーエー(現日産クリエイティブサービス(株)) 取締役社長 平成20年4月 同取締役相談役現在に至る	32,600株
2	大戸 武元 (昭和20年1月3日生)	昭和43年4月 日本冷蔵(株)(現(株)ニチレイ) 入社 平成9年6月 同取締役人事部長兼秘書室長 平成13年6月 同取締役会長 平成19年6月 同相談役現在に至る	2,000株

- (注) 1. 両候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大戸武元氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大戸武元氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有し、当社の社外監査役としてふさわしいと判断したためであります。
4. 大戸武元氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役9名に対し、当期の業績を勘案し、取締役賞与総額390,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の現在の取締役の報酬額は、年額26億円以内とご承認いただいております。また、第4号議案において当期の賞与額を3億9千万円とご提案させていただいております。

会社法の施行を勘案し、将来の当社の取締役の報酬額(賞与額を含む。)を、年額29億9千万円以内(うち、社外取締役3千万円以内)と改定することをお願いしたいと存じます。この枠は、現在の当社の取締役の上記報酬額及び第4号議案の賞与額の合計と同額となります。

現在の取締役は10名(うち、社外取締役は1名)であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜

国立横浜国際会議場（国立大ホール）

最寄駅 みなとみらい線みなとみらい駅

（クイーンズスクエア横浜連絡口から徒歩約8分）

なお、JR桜木町駅からは、徒歩20分程かかります。

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

会場付近略図

